

西濃家庭婦人バレーボール連盟規約

・第1章 名称及び事務局.....

第1条 本連盟は西濃家庭婦人バレーボール連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局は事務局長の住所地に置く。

・第2章 目的.....

第3条 本連盟はバレーボールに関する活動を振興して、西濃地区における家庭婦人の健やかな体力の育成と明るい生活の形成を図る事を目的とする。

・第3章 事業.....

第4条 本連盟は第3条の目的を達成するため、引継ぎの事業を行う。

各種競技会

バレーボールに関する研究会及び講習会

加盟団体の事業の発展と相互の連絡融和をはかること

バレーボールに関する諸団体の連絡を図ること

その他、本連盟の目的達成に必要な事業

・第4章 組織.....

第5条 本連盟は次の会員を持って組織する。

団体会員

個人会員

第6条 本連盟の西濃地区とは次の6地区をいう。

大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡

・第5章 役員.....

第7条 本連盟に次の役員を置く

会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名
----	----	-----	-----	-----	----

副理事長	若干名	常任理事	若干名	理事	若干名
------	-----	------	-----	----	-----

監事	2名	事務局長	1名	主事	1名
会計	1名	評議員	各チーム代表者		

本連盟に顧問、参与を置くことができる。

第8条 役員の選出方法は次のとおりとする

会長は評議員会でこれを推挙する。

評議員は加盟団体より各1名を選出する。

理事は評議員の中から若干名を選出し、会長が委嘱する。

前項のほかに会長は若干名の理事を委嘱することができる。

常任理事は理事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。

理事長及び副理事長は常任理事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。

主事及び会計は理事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。

顧問及び参与は理事会の推薦によって、会長がこれを委嘱する。

第9条 役員の業務分担は次のとおりとする。

会長は本連盟を代表し、本連盟の業務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長が事故等ある時はその職務を代行する。

理事長は理事会を代表し、業務を処理執行する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故等ある時はその職務を代行する。

常任理事は常任理事会を組織し、業務執行する。

理事は理事会を組織し、本連盟の業務を審議決定する。

評議員会は本連盟の重要事項を審議決定する。

監事は会計を監査する。

事務局長は本連盟の統括事務を処理する。

主事は本連盟の事務を処理し、事務局長に事故等ある時は、その職務を代行する。

会計は本連盟の会計事務を執行する。

顧問及び参与は、会長及び理事会の質問に応じ、また役員会に出席して意見を述べることができる。

第10条 役員の任期は次のとおりとする。

役員の任期は2カ年とし、再任することができる。

役員の任期が満了になったときには、後任者が就任するまで前任者がその職務を行う。

役員の中で欠員が生じた時には第8条により、後任者を選出する。この場合の後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

・第6章 会 議.....

第11条

評議委員会は重要事項を審議する。ただし会長は必要に応じ、または1/3以上の評議員の請求があった時には2週間以内にこれを召集する。
理事会及び常任理事会は必要に応じて会長が召集する。
評議委員会は毎年3月に次に事項を審議決定する。

- (1) 役員を選出 (2) 予算及び決算 (3) 事業計画
(4) 規約の改正 (5) その他の重要事項

第12条 総ての会議は、役員 1/2 以上の出席がなければ成立しない。

第13条

総ての会議の決定は、その出席役員の過半数の決議による。
会議に出席できない役員は、他の者に委任することが出来る。ただし、その代理人は1人以上を代理することは出来ない。

・第7章 委員会.....

第14条 本連盟に委員を持って組織する委員会をも設ける。

第15条

委員会は本連盟の事業を遂行するに必要な事項を、専門的に分担して調査研究し、常任理事会の承認を得てこれを処理執行する。
委員会の設置並びに解散は、理事会の承認を得てこれを行う。
委員会の機構並びに業務内容に伝は別にこれを定める。

第16条

委員会に常任理事の中より選出された委員長を置く。
委員会は必要に応じて副委員長をおくことが出来る。
委員は委員長が推薦し、会長がこれを委嘱する。

・第8章 登 録.....

第17条 会員は別に定める登録規定により、毎年登録しなければならない。

・第9章 会 計.....

第18条 本連盟の経費は次の収入をもってこれを充てる。
(1) 会員の加盟分担金の一部

- (2) 参加費
- (3) 寄付金
- (4) その他

第 19 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

第 20 条 本連盟の予算及び決算は監事の鑑査を経た上、評議員の承認を得なければならない。

・第 10 章 雑 則

第 21 条 役員の職務のための行動に伴う経費については、別にこれを定める。

・附 則

本規則は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

本規則は、平成 5 年 3 月 25 日 第 5 章 第 7 条の一部を改正する。

本規則は、平成 19 年 3 月 25 日 第 4 章 第 6 条の一部を修正する
(海津郡 海津市)